

# 輝け瞳

発行:宇治久世教職員組合  
宇治市大久保町上ノ山29-1  
TEL:0774-44-6191  
FAX:0774-44-8026  
Mail:ujikuse@khaki.plala.or.jp

2023 6月号

## 宇治久世教職員組合 「採用試験学習会」開催！

2023年5月19日(金)「教員採用試験学習会2023」を開催しました。大学生を含め約20名が参加しました。「対策ブック」を中心に、採用試験の概要や対策全般を講義の後、面接試験の練習をしました。



<感想から>

○実際に現場で働かされている講師の先生方からたくさんお話をお聞きする事ができ、勉強になりました。試験当日に向けて頑張るべき事も把握できたので、取り組みたいと思います。○採用試験の情報や面談の対策などプラスになることが多かったです。○面接でのコツがわかりました。特にほかの方の面接を見ることでわかりやすい解答の仕方などが理解できました。反復練習が必要だと感じました。

## 「給特法」は時間外勤務をさせないための法律！

1、「給特法」は、教員に原則として時間外勤務を禁じる法律。正規の勤務時間外および休日年末年始の休日に勤務を命じない法律。(成立当時、日教組と文科省で超過勤務を厳しく制限することが確認事項として合意。その後、反故にされて行く。)

2、労基法37条(割増賃金)を除外(支払わない)代わりに教職調整額4%を支払う。「4%」は1966年の週あたりの時間外勤務時間108分÷2640分(44時間)を元に計算。「教員の特殊性(自発的)」が指摘され「勤務時間の内外を問わず包括的に評価」して一律に支給。(夏休みも自宅での研修が十分可能であったし、残業時間から計算されているが、残業代ではないとされた。)

3、超勤限定4項目(定例の会議は当たらない、人命や非行防止に関わることなど)で臨時または緊急の場合のみ時間外勤務を命じられるが、忙しさ、健康状態、職員の意向を尊重することとなっている。(定例の会議を時間外に計画したり、延長したりするのは違法だ。)

## 教職調整額を増額する案は最悪の手法！

### 給特法の規制枠組みを厳守させよう！

教職調整額は民間のいわゆるブラック企業問題の中で、違法な未払い・長時間残業の温床となっている「固定残業代」と同種のものである。これを増額することは教員における労働コストの考え方をますます曖昧にさせ、更なる長時間残業の温床となることは目に見えている。また、残業代を支払う仕組みにすればそれで万歳でもない。予算措置できない分の残業は闇に潜ってしまうからである。私

学でも残業代の不払いが多数発生している現状もある。給特法の規制枠組みを厳守させる運動が重要だと言える。違法な残業をさせて悪びれない管理職や使用者たる行政には、最低限の管理能力や遵法精神が欠如している。教員の長時間残業を根本的に抑制するためには、そのコストを使用者に意識させた上で、残業代のコストに代わって増員の予算措置を実現させるしかない。(クレスコ6月号より抜粋、渡辺輝人、全教常任弁護団弁護士)

## 全教「教職員勤務実態調査2022」から見えること

### 1、時間外勤務の平均が過労死ラインをはるかに超える

教職員の時間外勤務(校内での時間外勤務時間+持ち帰り仕事の時間)は全職種平均が月92時間34分、教諭のみの平均は96時間10分。校内での時間外勤務だけを見ても、「上限指針」(月45時間以内)の割合は2割もなく、半数以上が過労死ラインを超え、36%は100時間を超えている。

### 2、おこなうべき業務が所定の勤務時間からあふれている

1日の業務の内、学校内か出張先でなければできない業務または集団で行う業務を計算すると、どの校種も7時間以上で、小学校では7時間45分を超えている。ここに授業の準備やまとめ、成績処理や自主研修の時間(平均2時間34分)は含まれていない。「授業の準備や成績処理」は朝4時頃から始まりピークは7時半。もう一つのピークは17時頃そして23時でも0にはならない。学校で長時間働き、家に帰ってから深夜から早朝にかけて仕事をしなければ教育活動が成り立たない。勤務時間に照らして業務の総量が多すぎると言わざるを得ない。

### 3、学級担任や部活動の顧問でなくても長時間労働の実態があきらかに

4、教職員の思いは、やりがいはあるが仕事が多すぎる。教職本来の仕事をして欲しい。授業の準備にもっと時間をかけたい。教職員が子どもたちと向き合い、必要な業務に時間をかけることができるような条件整備をしてほしい。

1958年に制定された義務教育標準法では「勤務時間の半分を授業にあて、半分を授業準備やその他の公務に充てる」考え方で教職員定数を定めたと説明がされている。(小学校では週六日制で24コマの授業を持つ)しかし、週五日制や指導要領の改訂によって授業時数が増えても、教職員は増やされず、1人が受け持つ時間数は増える一方だった。

### 5、教職員を増やし、1人あたりの持ち時間数を減らすことは不可欠かつ喫緊の課題である。

(クレスコ6月号より抜粋、梶谷陽子、全教前中央執行委員)

※教育研究者有志の「教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するための全国署名」に賛同し夏から取り組みます。Change.orgでも可能です。 <https://chnge.it/XQz8ySkdDK>

## 京教済は 教職員の安心をサポートします。

掛け金600円/月で退職時に全額返金される総合共済は結婚、出産等の祝い金、災害時の見舞金等が給付されます。

教職員賠償責任共済や、くらしの賠償責任共済(自転車事故にも対応)などと合わせて900/月です。

